国土交通省 北陸信越運輸局　　毎月３回（1 日・11 日・21 日発行）

北陸信越運輸局報

明日の交通・環境を創造します。

平成２７年１２月２１日（月曜日）　第４６３号

http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目　　次

公　　示　△平成２７年度第２回動力車操縦者試験の施行について　‥‥P 1
許認可等　△自動車分解整備事業の認証　‥‥P 3
行政処分　△索道事業の許可の取消し処分について　‥‥P 5

○ 公　　示

（鉄道部）

■　公　示　第６１号

平成 27 年度第２回動力車操縦者試験の施行について

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和 31 年運輸省令第 43 号、以下「省令」という。）第 10 条第２項の規定により、平成 27 年度第２回動力車操縦者試験について、下記のとおり公示する。

平成 27 年 12 日 21 日

北陸信越運輸局長　　江角　直樹

記

１．試験を行う運転免許の種類
　甲種電気車運転免許、甲種内燃車運転免許、乙種電気車運転免許、無軌条電車運転免許

２．試験施行の期日
(1) 身体検査
　省令第８条の２による別表２の上欄に掲げる項目について医師の診断書を運転免許申請書とともに提出し、その診断書により検査する。
　なお、筆記試験及び適性検査は、身体検査に合格した者に対してこれを行う。
(2) 筆記試験
　平成 28 年３月３日（木）　9 時 15 分から
(3) 適性検査
　平成 28 年３月３日（木）　13 時 15 分から
(4) 技能試験
　技能試験は、身体検査、適性検査及び筆記試験に合格した者に対し、所属する事業者を通じて、期日を通知する。

３．試験施行の場所

(1) 筆記試験及び適性検査

北陸信越運輸局　新潟県新潟市中央区美咲町１丁目２番１号

新潟美咲合同庁舎２号館４階第１会議室

(2) 技能試験

技能試験は受験者が所属する事業者において実施する。具体的な線区等については、身体検査、適性検査及び筆記試験を合格した者に対し、所属事業者を通じて別途通知する。

４．受験の際の携行品その他注意事項

(1) 受験票及び筆記用具を持参すること。なお、ＨＢの鉛筆は必ず持参すること。

(2) 矯正眼鏡を必要とする者は矯正眼鏡を持参すること。

５．運転免許申請書受付期間

平成 27 年 12 月 21 日（月）から平成 28 年２月２日（火）まで

※受付時間（土日祝日を除く）　8:30～17:15

６．運転免許申請書に添付すべき書類

(1) 提出書類

ア．戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあっては、国籍、氏名、生年月日及び性別を証する本国領事官の証明書。但し、本国領事官の証明書を提出できない者にあっては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）１通

イ．申請前６ヶ月以内に撮影した申請者の写真２枚

（注）写真は無帽、正面、上３分身、無背景の縦 3.5cm、横 2.5cm の大きさのものを２枚で、必ず裏面に氏名、生年月日及び所属事業者を記載すること。

ウ．省令第９条第１項の規定により試験の一部の免除を受けようとする者は、免除を受けることができることを証明する書類

エ．身体検査を必要とする者は、省令第８条の２の規定による別表２の上欄に掲げる項目についての医師の診断書

(2) 申請書類提出先

北陸信越運輸局鉄道部安全指導課

〒950－8537

新潟県新潟市中央区美咲町１丁目２番１号　新潟美咲合同庁舎２号館（６階）

７．合格基準

(1) 身体検査

省令第８条の２に定める別表２の上欄に掲げる項目について行い、その合格基準は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(2) 適性検査

クレペリン検査及び反応速度検査により実施する。なお、合格点は、クレペリン検査については a、a’、a’ ～a’f、a’f、a’f～Fa、b、b’、b’f とし、反応速度検査については正答数の評点３以上、誤答数の評点３以上とする。

(3) 筆記試験

動力車の操縦に関する法令に係る科目を 10 問題 200 点満点とし 120 点以上、動力車の構造及び機能に関する科目並びに安全に関する基本的事項及び運転理論に関する科目を併せて 10 問題 200 点満点とし、120 点以上を合格点とする。

(4) 技能試験
省令第８条の５に定める事項について実施し、各事項毎に 100 点満点とし、60 点以上を合格点とする。

８．技能試験において使用する車両等
(1) 受験者が所属する事業者（その事業者が同意した場合は受験者が所属する事業者以外の事業者であっても可）は、運転免許申請書を提出した運輸局の管内において、受けようとする運転免許の種類の技能試験に必要な鉄道施設又は軌道施設及び車両（鉄道事業法による許可を受けた鉄道事業に使用するもの又は軌道法による特許を受けた運輸事業に使用するものに限る。）並びに運輸局が別途指示するものを自己の負担において準備すること。これらが準備できない場合は、運輸局長は技能試験を実施しない。この場合であっても運転免許手数料は返還しない。
(2) 技能試験中の安全確保は、上記（1）の車両等を準備した事業者が行うこと。

９．運転免許手数料
(1) 運転免許手数料は省令第 22 条に定めるとおりであり、運転免許手数料の額に相当する収入印紙を運転免許申請書に貼付し、又は電子情報処理組織を使用して納付すること。
収入印紙により納付する場合、収入印紙は消印しないこと。
(2) 運転免許申請書を受理した後は、運転免許手数料は返還しない。

10．合格者の発表方法
合格者の発表は、技能試験の合格者に対して、連絡することにより行う。

11．その他
試験に関する問い合わせ先
北陸信越運輸局鉄道部安全指導課
電話　025－285－9153
受付時間（土日祝日を除く）　8:30～17:15

○ 許 認 可 等

■ 自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	新認証第３４０号
認証年月日	平成２７年１２月８日
事業者名	捧勲
事業場の名称	ササゲオート
事業場の所在地	新潟県加茂市桜沢甲６１２番地６
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝
業務範囲の限定	なし

認証番号	新認証第３４１号
認証年月日	平成２７年１２月８日
事業者名	株式会社ＪＡＰＡＮ
事業場の名称	株式会社ＪＡＰＡＮ
事業場の所在地	新潟県長岡市新組町字筒場２２４３番地
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

認証番号	新認証第３４２号
認証年月日	平成２７年１２月８日
事業者名	株式会社カルバン
事業場の名称	カルバン長岡店
事業場の所在地	新潟県長岡市喜多町土地区画整理事業内１街区１４－１
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝
業務範囲の限定	なし

認証番号	新認証第３４３号
認証年月日	平成２７年１２月８日
事業者名	安達進
事業場の名称	シンコーオート
事業場の所在地	新潟県長岡市関原南４丁目３９８６番地
自動車分解整備事業の種類	小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	小型二輪自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	軽油を燃料とする原動機を除く

認証番号	新認証第３４４号
認証年月日	平成２７年１２月１８日
事業者名	有限会社小田製陶所
事業場の名称	あがの輪店
事業場の所在地	新潟県阿賀野市寺社字田中島甲１１０番地１
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

○　行 政 処 分

■　索道事業の許可の取消し処分について（鉄道部）

事業者の名称	妙高リゾート株式会社
事業者の住所	新潟県妙高市大字両善寺１９６６番地
違反条項	鉄道事業法第３８条において準用する同法第３０条第２号
違反行為の概要	正当な理由がないのに許可を受けた事項を実施しなかった
処分年月日	平成２７年１２月１５日
取り消しを行った索道事業の許可	(1)単線固定循環式特殊索道　山麓第１リフト 許可年月日：平成６年８月１８日付け新鉄監第１１１号 起点：新潟県新井市大字窪松原字横峯平１８４４(許可になった地番) 終点：新潟県新井市大字窪松原字横峯平１８６４　　(同上) 傾斜こう長：３４０ｍ (2)単線自動循環式特殊索道　山麓第２リフト 許可年月日：平成６年９月１４日付け新鉄監第１２８号 起点：新潟県新井市大字窪松原字一ノ瀬２０３０(許可になった地番) 終点：新潟県新井市大字窪松原字マトメ２１８３　　(同上) 傾斜こう長：１４０６．９９ｍ (3)単線自動循環式特殊索道　小毛無第１リフト 許可年月日：平成９年１０月７日付け新鉄監第１４９号 起点：新潟県新井市大字窪松原字大平２３１４－ヨ(許可になった地番) 終点：新潟県新井市大字窪松原字小丸山２３１６－６３　　(同上) 傾斜こう長：１３０１．５６ｍ

	⑷単線自動循環式特殊索道　膳棚第１リフト 許可年月日：平成３年３月２７日付け新鉄監第２７号 起点：新潟県新井市大字両善寺字カベ２５９５　（許可になった地番） 終点：新潟県新井市大字両善寺字大毛ナシ２５９７　　（同上） 傾斜こう長：１０８５．９３ｍ ⑸単線自動循環式普通索道　新井ゴンドラリフト 許可年月日：平成３年４月５日付け新鉄監第３５号 起点：新潟県新井市大字両善寺字堰上１９７５　（許可になった地番） 終点：新潟県新井市大字両善寺字カベ２５９５　　（同上） 傾斜こう長：２９７１．３５ｍ

以上